

八幡市立図書館の購読雑誌（最新号）及び

図書館内スペースへの有料広告掲載の取扱いに関する基準

平成30年10月1日

（趣旨）

第1条 この基準は、八幡市有料広告の取扱いに関する要綱（平成18年3月27日告示第21号（以下「要綱」という。））に基づき、八幡市立図書館（以下「図書館」という。）の購読雑誌（最新号）及び図書館内スペースへの有料広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告を掲載することができない者）

第2条 要綱に定めるもののほか、有料広告を掲載することができない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 八幡市が発注する契約の指名競争入札参加者の指名を停止されている者。
- (2) 八幡市公共工事等暴力団排除措置要項に基づき、除外されている者。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。
（ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 商法に基づき会社の整理の開始を命ぜられている者。（ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 各号に掲げるもののほか、教育長が不相当と認める者。

（広告の種類及び範囲）

第3条 要綱に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する有料広告は、掲載しないものとする。

- (1) 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの。
- (2) 風紀上好ましくない表現があるもの。
- (3) 男女間の交際を仲介すること等を目的とするもの。
- (4) 消費者保護の観点から適切でないものや、犯罪行為を容認・誘発するおそれのあるもの。
- (5) 広告の目的が正当な取引とは認められないもの。
- (6) 自己の優位性を強調するために他を中傷するものや、引き合いとするもの。

- (7) 八幡市が広告をしているような誤解をあたえるものや、広告内容を誤認させるような紛らわしい表現のあるもの。
- (8) 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの、または不快な印象を与えるおそれがあるもの。
- (9) 広告内容が非科学的と考えられるようなものや、事実と異なるもの。
- (10) 個人の氏名を宣伝するおそれがあるもの。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育長が図書館の購読雑誌（最新号）及び図書館内スペースに掲載することについて不相当と認めるもの。

(掲載の申込み方法)

第4条 有料広告の募集、受付け及び掲載（以下「募集等」という。）については、教育委員会が指定する広告代理業を営む者（以下「広告代理店」という。）が取扱うものとする。

- 2 図書館の購読雑誌（最新号）又は図書館内スペースに有料広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告代理店に八幡市立図書館購読雑誌（最新号）及び図書館内スペース広告掲載申込書（以下「申込書」という。）を提出しなければならない。
- 3 前項の申込書を受けた広告代理店は、前条の規定に基づき、有料広告掲載の適否を判断し、適当と認める場合は、申込書及び掲載する有料広告の原稿を市に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 広告代理店は、前項の承認を受けたときは、速やかに申込者に通知しなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、有料広告の募集等を広告代理店が取り扱うことができない特別な事情があると市が認めるときは、別に定めるところにより市が直接行うものとする。

(広告の掲載料金等)

第5条 広告代理店が市に支払う図書館内スペースの使用料は図書館内スペースの使用許可の際に定める金額とする。有料広告を掲載する場所（図書館内スペース）は、市と広告代理店が協議して決定した場所に広告代理店が整備するものとし、それに要する費用は、広告代理店の負担とする。

- 2 広告の掲載料金の支払時期は、図書館内スペースの使用料については図書館内スペースの使用許可の際に定める時期とする。

3 広告主は前条の規定に基づき有料広告を掲載するときは、広告主と広告代理店とで別に契約した金額を契約した支払方法にしたがい、広告代理店に支払わなければならない。

なお、事情があつて、市が広告代理店との契約を年度途中で解約した場合は、広告代理店との契約内容を基本として、市と広告主の間で有料広告掲載について協議する。

4 前3項の規定にかかわらず、前条第5項の規定により市が直接有料広告の募集等を行う場合における使用料等については、別に定める。

(広告の掲載場所)

第6条 図書館内スペースの有料広告の掲載場所・掲載数及び図書館の購読雑誌（最新号）の有料広告の掲載位置・掲載冊数は、教育長が指定するものとする。

(広告の規格等)

第7条 有料広告の規格は次のとおりとする。

(1) 図書館の購読雑誌（最新号）のカバーに掲載するもの

W145mm×H105mm程度：A6サイズ。表面はラミネート加工。

(2) 図書館内スペースに掲載するもの

W728mm×H1030mm程度：ポスターはB1サイズ以内。フレーム仕様もしくはマグネット仕様。

(広告の掲載期間)

第8条 有料広告の掲載期間は、原則として1年単位とする。

(広告主の責務)

第9条 掲載した有料広告に関する一切の責任は、広告代理店が負うものとする。

2 有料広告の掲載、掲載の中止等により、市に損害が発生した場合は、広告代理店がその損害を賠償しなければならない。

3 第三者から、有料広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告代理店の責任及び負担において解決することとする。

(掲載の優先順位)

第10条 図書館の購読雑誌（最新号）及び図書館内スペースに掲載する広告の優先順位は次の通りとする。

順位	広告主の種類	広告内容
1	国、地方公共団体、公社、公団または独立行政法人	業務全般（利用者サービスを目的としたもの）
2	公益法人その他公共的団体	同上
3	本市内に事務所又は事業所を有する法人	市民生活に役立つもの
4	本市内に事務所又は事業所を有する個人	同上
5	本市内に事務所又は事業者を有する法人	その他利用案内等
6	本市内に事務所又は事業所を有する個人	同上
7	本市外に事務所又は事業所を有する法人	市民生活に役立つもの
8	本市外に事務所又は事業所を有する個人	同上
9	本市外に事務所又は事業所を有する法人	その他利用案内等
10	本市外に事務所又は事業所を有する個人	同上